

## 議第66号

三島市個人情報保護条例の一部を改正する条例案

**第1条** 三島市個人情報保護条例（平成12年三島市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、同条第3号中「を除く。」の次に「第14条第1項第4号において同じ。」を加え、同号を同条第4号とし、同条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

第9条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(利用及び提供の制限)」を付し、同条を次のように改める。

**第9条** 実施機関は、個人情報取扱事務の目的の範囲を超えた個人情報の利用（以下「目的外利用」という。）をし、又は実施機関以外のものへの個人情報の提供（以下「外部提供」という。）をしてはならない。

第9条の次に次の2条を加える。

**第9条の2** 前条の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）の目的外利用又は外部提供（以下「目的外利用等」という。）をすることができる。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、緊急かつやむを得

ないと認められるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、審議会の意見を聴いて、実施機関が公益上必要があると認めたとき。

2 実施機関は、前項第4号又は第5号の規定に該当することにより目的外利用等をしたときは、速やかにその旨を本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いて特に必要がないと認めたときは、この限りでない。

3 実施機関は、第1項の規定により外部提供をするときは、外部提供を受けるものに対し、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適正な取扱いに関し必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

**第9条の3** 第9条の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産を保護するために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、特定個人情報の目的外利用をすることができる。ただし、特定個人情報の目的外利用をすることによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

2 第9条の規定にかかわらず、実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当するときは、特定個人情報の外部提供をすることができる。

第10条中「ときは」の次に「、法令等に定めがある場合を除き」を加える。

第12条第2項中「第9条」を「第9条の3」に改める。

第13条第2項中「法定代理人」の次に「(特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下「特定個人情報代理人」と総称する。))」を加える。

第14条第1項各号を次のように改める。

(1) 開示請求者（前条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人（特定個人情報にあつては、特定個人情報代理人）が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第4号において同じ。）の生命、身体、健康、財産又は生活を害するおそれがある情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、開示請求者以外の特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の定めるところにより、何人でも閲覧することができる情報

イ 慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ウ 公表を目的として実施機関が作成し、又は取得した情報

エ 氏名その他特定の個人が識別され得る情報が記録されている部分を除くことにより、開示しても、本号の規定により保護される個人の利益が害されるおそれがないと認められることとなる部分の情報

オ 法令等の規定に基づく許可、免許、届出等に関する情報であつて、公開することが公益上必要であると認められるもの

カ 人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、開示することがより必要であると認められる情報

キ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をい

う。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分

- (3) 法令等の定めるところにより開示することができないとされている情報
- (4) 法人その他の団体に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるもの及び実施機関からの要請を受けて開示しないとの約束の下に任意に提供されたもので、法人等又は個人における常例として開示しないこととされているものその他の当該約束の締結が状況に照らし合理的であると認められるもの。ただし、当該法人等又は当該個人の事業活動によって生ずる人の生命、身体若しくは健康への危害又は財産若しくは生活の侵害から保護するため、開示することがより必要であると認められるものを除く。
- (5) 市と国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体（以下「国等」という。）との間における照会、回答、依頼、委任、協議等に関する情報であつて、開示することにより、市と国等との協力関係又は信頼関係が損なわれるおそれがあると認めるに足りる相当の理由があるもの
- (6) 開示することにより、犯罪の予防、犯罪の捜査、公訴の維持、刑の執行、警備その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある情報
- (7) 市の機関内部若しくは機関相互間又は市と国等との間における審議、協議、検討、調査研究等に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは

不利益を及ぼすおそれがあるもの

- (8) 監査、検査、許可、認可、入札、取締り、争訟、交渉、契約、試験、調査、研究、人事管理その他実施機関の事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

第16条及び第17条を次のように改める。

(削除及び中止請求権)

**第16条** 何人も、自己情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

- (1) 第7条第1項、第2項又は第3項の規定に違反して収集されたとき 当該自己情報の削除
- (2) 第9条及び第9条の3第1項の規定に違反して目的外利用をされているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は同法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該自己情報の削除又は利用の中止
- (3) 第9条及び第9条の2第1項若しくは番号法第19条の規定に違反して目的外利用等がされ、又はされようとしているとき 当該自己情報の目的外利用等の中止
- 2 第13条第2項の規定は、前項第1号若しくは第2号の規定による削除の請求（以下「削除請求」という。）、前項第2号の規定による利用の中止又は同項第3号の規定による目的外利用等の中止（以下「利用等の中止」という。）の請求（以下「中止請求」という。）について準用する。

**第17条** 削除

第18条第2項中「法定代理人」の次に「(特定個人情報にあっては、特定個人情報代理人)」を加える。

第20条第1項中「目的外利用等」を「利用等」に改める。

第22条第3項中「目的外利用等の」を「利用等の」に改める。

第34条第1項中「、自己情報」の次に「(開示請求に係るものにおいて、特定個人情報を除く。以下この項において同じ。)」を加える。

## 第2条 三島市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第2条中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

第9条の3第1項中「ときは、特定個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。)」を加える。

第16条第1項各号列記以外の部分中「自己情報」の次に「(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)」を加える。

第22条第3項中「訂正」の次に「(情報提供等記録の訂正を除く。)」を加え、同条に次の1項を加える。

4 実施機関は、情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る同法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

## 附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定

は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条中三島市個人情報保護条例第 2 条第 3 号の改正規定（「を除く。」の次に「第14条第 1 項第 4 号において同じ。」を加える部分に限る。）及び第14条第 1 項各号の改正規定 公布の日
- (2) 第 2 条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日

平成 2 7 年 9 月 8 日提出

三島市長 豊 岡 武 士